

Sven-Olof Lodin and Malcolm Gammie, *Home State Taxation*
(IBFD Publications BV, 2001, 104 pp.)

一 本書の背景と特徴

欧州共同体の経済統合は、進展がめざましい。しかし、域内市場が単一市場として機能するためには、多くの障害が残っている。主要な障害のひとつが、法人税制である。たとえば、欧州の企業は、一五か国の異なる法人税制を適

用しなければならぬ。ある加盟国で被った損失は、別の加盟国で生じた利益と相殺することができない。会社間取引の価格は、適正価格であるかどうかを審査される。事業活動を再編成する場合、合併や会社分割について追加的に課税されてしまう。

本書は、このような障害を取り除くため、「本国課税 (Home State Taxation)」という仕組みを提案するものである。共著者の一人 Lodin 博士は、スウェーデンではじめて支出税の提案を行った Lodin 報告書で著名であり、Federation of Swedish Industries に籍を置いている。Gammie 氏は、英国のブリスタであり、Institute for Fiscal Studies の研究主任である。本書のもとになったのは、一九九八年、Gammie 氏がライデン大学客員教授であったときに得た着想である (Gammie, Taxation Issues for the European Company, 1998-3 EC Tax Review 159)。その後、いわゆる Stockholm Group がこの着想について討議した。Stockholm Group とは、フランスの Baconnier 氏、ドイツの Rädler 教授、オランダの der Kinderen 氏、米国の Ault 教授および Tillinghast 氏、カナダの Hausman 氏といった国際課税のエキスパートが、個人としての資格で法人課税について議論する会である。同グループは、Lodin 博士と Gammie 氏の連名で、一九九九年に本国課税の提案を公表した (Lodin and Gammie, The Taxation of the European Company, 1999 European

Taxation 286)。この二名がその後さらに検討を加え、オランダの IBFD 租税条約チームから助力を得た上で、改めて提案を一書にまとめた。これが、本書である。

本書の最大の特徴は、欧州共同体における税制調和化の現状をにらみ、現実的にみて実施可能な線で提案を行っている点にある。単一市場の形成に対する法人税制の障害を除去するためには、欧州規模で単一の法人税を設けるか、あるいは、域内取引を行う企業について共通の課税ベースを設けることが、最も簡明かつ直接の対策である。しかしながら、そのような劇的な変革は、各加盟国の大きな譲歩と、技術的措置に関する全加盟国一致の合意を必要とする。これは、予見しうる限りの将来において、欧州共同体の政治的能力をはるかに超えている。そこで、本書では、各国が相互承認の原則に基づき任意に採用の可否を決定する、という形での提案を行っている。提案の骨子は、域内の複数国にまたがって活動する会社グループについて、グループ親会社の本国のルールによって課税所得を算定したうえで、それを一定の定式により各国に配分し、各国がそれぞれの税率によって課税する、というものである。グループ親会社本国の税制を基準とするため、これを「本国課税」という。以下ではこれを、Home State Taxation の頭文字をとって、HST と略称する。

二 本書の概要

本書は、次の6章と、付録から構成されている。

- 第1章 HSTの概要
- 第2章 単一市場をめぐる課税問題の解決としてのHST
- 第3章 HSTに関する若干の詳細な論点
- 第4章 条約と第三国の論点
- 第5章 HSTの実施
- 第6章 結論

以下、その概要を紹介する。

(1) HSTの基本的な仕組み

HSTの基本的な仕組みは、次のようなものである(第1章)。第一に、欧州共同体の各加盟国は、HSTの仕組みを採用する他の加盟国の課税ルールを相互に承認する。つまり、会社グループの課税所得を算定し、連結するため課税ルールについて、他国のルールを受け入れるのである。たとえば、オランダの親会社Pが、フランス・スウェーデン・英国に、それぞれ子会社F・S・Bを設立しているとしよう(本稿末尾の図を参照)。このとき、この会社グループの課税所得は、すべて、Pの本国であるオランダの課税ルールによって算定する。したがって、Fの課税所得は、フランスの課税ルールではなく、オランダの課税ルールによって算定することになる。F・S・Bのそれぞれの課税所得は、オランダのルールに基づいて親会社P

の下で連結される。第二に、このようにして算定された会社グループの課税所得を、一定の定式によって関係国に配賦する。そのような定式の構成要素としては、付加価値税の課税ベースが念頭に置かれている。各国は、みずからに割り当てられた課税所得に対して、自国の税率を適用する。先と同じ例でいえば、フランスは、P・F・S・Bの連結課税所得のうち、定式によって割り当てられた部分に対して、自国の法人税率を適用し、Fから法人税の納付を受けることになる。

HSTには、次の特徴がある。HSTに参加する各国の税制は、同一のルールを持つ必要がない。欧州規模での全会一致の合意を得る必要はなく、他のHST参加国の課税ルールを承認する用意がある国が集まって条約を締結すれば足りる。参加国は課税所得に対する取り分を主張できるから、特定の参加国が有利に扱われることはない。租税行政は、より緊密な協力によって、利益を享受する。各国の法人税制と、新しい欧州法人税制との関係を整理する必要がなくなる。HST参加国以外の第三国との間では、当面は、既存の租税条約を適用すれば足りる。各国は、自国の法人税率と配当税制をそのまま維持することができる。近年認められた欧州会社(Societas Europaea)にどう課税すべきかは、現在のところ宙に浮いている問題であるが、HSTはこの点についての解決を提供する。HSTの適用は、企業の実態による。

(2) 欧州単一市場にとってのHSTの意義

HSTは、単一市場の形成にとって障害となつている点を、解決する(第2章)。

第一に、欧州企業は、一五か国の異なる課税ルールを適用することに代えて、本国の課税ルール一本のみを適用すればよい。ゆえに、納税協力上のコストが減少する。

第二に、ある国の課税庁は、他の一四か国の法人税制の専門家になる必要はない。たとえば、オランダ親会社Pのフランス子会社Fは、オランダのルールによって課税所得を算定するから、オランダ課税庁の審査を受ける。この場合、オランダ課税庁は、フランスに租税職員を派遣する必要はなく、フランス課税庁に情報提供を依頼する。このように、HSTの下では、各国の課税庁がそれぞれ会社グループの本国として執行に携わり、より緊密な国際協力を行うことになる。

第三に、HSTの下では、自発的な申告納税方式をとることが適切である。このとき、ある国の中で、HSTの適用を受ける会社と、適用を受けない会社とで、実効税率が異なることがありうる。たとえば、オランダ親会社のフランス子会社Fは、HSTの下で、オランダの課税ルールによって課税所得を算定したうえで、グループの連結所得の一定割合を配賦される。これに対し、HSTの適用を受けないフランス会社Gは、フランスの課税ルールによって課税所得を算定する。ゆえに、FとGは、等しい税率を適用

するとはいつても、実効税率に差が生じてしまう。もっとも、最近の調査によると、フランス・ドイツ・アイルランド・オランダ・英国の五か国の間で、課税ベースの差異は比較的小さくなつてゐる。そうだとすれば、外国の課税ルールに基づいて課税所得を算定したとしても、自国のルールによる場合と、それほど大きな違いがないことになる。

第四に、現在のところ、欧州の法人税課税ベースは一五の異なる法人税制によって分断されている。新規投資のコストは、その投資のなされた国から生ずる利益に対してのみチャージされるから、投資コストが適切に控除されないまま、欧州内の別の国で生じた利益に課税される。しかも、統計によると、欧州域内の企業活動から損失が生じることが、むしろ通例の現象である。これに対し、HSTは、本国の課税ルールに基づいて、会社グループの損益を推算する。先の例でいえば、オランダの連結納税制度が、オランダ親会社P・フランス子会社F・スウェーデン子会社S・英国子会社Bに適用される。こうして、欧州企業は、追加的な租税コストを軽減することができる。

第五に、現行制度の下では、欧州域内の会社間取引には、移転価格税制が適用され、多大な行政上および納税協力上の負担が生じている。新しくHSTを適用すると、移転価格の調整の負担が減少する。たとえば、オランダ親会社Pとフランス子会社Fの間の取引は、オランダ会社間の取引

と同じように扱われることになり、グループ全体の課税所得の金額に影響を及ぼさない。HSTはOECDモデル条約の独立当事者間基準を否定するものではなく、域外の会社との関係や、HSTを選択しない会社との関係では、引き続き独立当事者間基準が適用される。なお、HSTは、会社グループの所得を連結することにより、過少資本の問題も解決する。

第六に、欧州域内でのクロス・ボーダー合併と組織再編成には、現在のところ、課税繰り延べ措置の適用が制限されている。これは、各国の税収確保の要請があるからである。つまり、含み益を有する資産が国外に移転する場合には、課税繰り延べを認めてしまうと、将来において取り戻しの機会がないからである。一九九〇年の合併課税指令も、この問題を解決していない。これに対し、HSTの下では、本国の組織再編税制を適用することによって、クロス・ボーダーの企業組織再編に対しても、国内における企業再編成と同様に課税繰り延べ措置を与えることができる。

(3) HSTの設計

HSTの仕組みは、参加国間の合意によって具体化することになる。本書では、その合意を、HST条約 (Home State Convention) とよんでいる。それでは、このHST条約には、HSTの仕組みについてどのような点を書き込むべきか (第3章)。

第一に、HSTを利用できる適格企業は、欧州会社に限

定する必要はなく、合併指令の例にならって列挙すればよい。HST条約締結後に新規に設立された会社にも適用すべきではなく、条約締結前から存在する会社にも適用すべきである。HSTは、域外多国籍企業が欧州で事業活動を行っている場合にも、適用すべきである。HSTの適用を受ける会社グループ (以下「HSTグループ」という) の定義は、基本的には、本国の連結納税制度によって定まる。ただし、同一の会社が複数のグループに属することを防ぐため、最低限度の要件として、過半数を超える資本所有要件を必要とすべきである。ジョイント・ベンチャーやパートナーシップは、HSTの仕組みの適用範囲から除外する。

第二に、どの国をHSTにおける「本国」とすべきか。二つの要件を定めるべきである。ひとつは、選択を行う企業が、一定の基準に基づきその国の法人税に服していることである。いまひとつは、その企業が真正かつ持続的な関係をその国に対して有していることである。これらの要件を満たす場合、HSTグループは、ある国を「本国」として選択し、その国の課税ルールに基づいて課税所得を計算することになる。ある国を「本国」とした場合、その選択は、限定された場合についてのみ、撤回可能とする。HSTの選択は、企業の行うすべての活動に及ぶことにするのが行政上簡便ではあるが、保険・海運・航空・石油採掘など一定の事業については適用除外すべきである。

第三に、課税所得を配賦するための定式をどう決めるか。参加国が合意できる定式の満たすべき条件としては、既存の税源を維持すること、法人税収に対する各国の取り分を維持すること、容易には回避できないこと、かつ、執行可能性があること、といった点がある。この点、米国の州税上の定式は、資本・賃金・売上高の三要素を用いているが、無形資産を含まないなど問題が多い。そこで、HSTにおける定式は、各国における付加価値を基準とすべきである。具体的には、付加価値税のために申告した付加価値を基にして、輸出・輸入・資本投資コスト減価償却について調整を加えたものを、基準とする。この定式の実施にあたっては、既存の付加価値税の執行上得られるデータを活用できる。ところで、定式の要素をなす付加価値の算定にあたって、移転価格の問題が再度浮上する。しかし、付加価値ベースのサイズは会社利益のサイズよりも大きいから、価格操作が定式に及ぼす影響は比較的小さくなる。

なお、HSTは、課税所得を連結したうえで、それを各国が分かち合うものである。これに対し、本国基準で税額を計算し、税額を各国に分ける方法も考えられる。しかし、各国が税率を自由に決定できるようにするためには、課税所得を分かち合う方法のほうが望ましい。

(4) 租税条約との関係

HSTは、欧州域内の一定の参加国について、特別の仕組みを創設する。そのため、EC条約や、既存の二国間租

税条約との関係が問題となる(第4章)。

まず、EU域内の問題がある。HST参加国間の既存の二国間条約は、HSTグループ内部の取引には、適用されない。本国の国内課税ルールに従って課税所得を算定するからである。二国間条約は、HSTグループのメンバーと加盟国の他の会社との間の取引に適用される。問題となるのは、無差別取扱い規定との整合性である。第一に、欧州域内のすべての加盟国がHSTに参加するわけではないとすると、非参加国に本拠を置く会社は、HSTを利用できないことになる。これは、EC条約の無差別取扱い規定に反するおそれがある。そこで、HST参加国は、EC条約の無差別取扱い規定を適用除外することが考えられる。第二に、HST参加国の会社は、HSTの適用を選択しないことがある。この場合、この会社は、無差別取扱い規定の適用を主張できないものとすべきである。その会社は、みずからの選択により、HSTを利用しなかつたからである。次に、より困難な問題は、欧州共同体に属さない国(以下「第三国」という)との関係である。HSTの導入にあたっては、第三国との既存の二国間条約に依拠することが可能であろう。二国間条約は、締約国の居住者(内国法人)に適用されるものであるから、HSTグループの各メンバーがそれぞれに、第三国との条約を援用する。たとえば、先の例において、HSTグループが日本の会社と取引を行っていたとしよう。このとき、オランダ親会社Pとの

関係では、日蘭租税条約が適用される。これに対し、フランス子会社Fとの関係では、日仏租税条約が適用される。つまり、Fの課税所得の算定は本国であるオランダ法によるが、第三国である日本との関係ではあくまで日仏条約の規律の下に置かれる。このように整理すると、同じHSTグループについて、親会社Pとの関係と、子会社Fとの関係とで、適用する条約が異なることになる。そして、日蘭条約と日仏条約の間に齟齬がない限りでは、この整理によって特段の問題は生じない。

しかしながら、両者の間に食い違いがある場合には、困難な問題が生ずる。とりわけ重要なのは、次の二点である。第一に、第三国との間の租税条約が、一方は税額控除方式によって、他方は国外所得免除方式によって、それぞれ二重課税を排除している場合である。たとえば、英国親会社Lとスウェーデン子会社Mの例で考えてみよう。Mが第三国から配当を受け取り、その配当には第三国において一〇%の源泉徴収税が課されている。一方で、第三国とスウェーデンの二国間条約が、受取配当を非課税としており、源泉徴収税は税額控除されない。他方で、LとMの課税所得は、英国の課税ルールによって算定されるから、第三国からの受取配当が課税所得に含まれる。このとき、英国のルールでは、受取配当について、グロスアップ計算を行って、外国法人税と源泉徴収税を税額控除する。しかし、グロスアップ計算によって課税所得が増加した分が、定式に

よる配賦によってスウェーデンに与えられても、スウェーデンとしては、外国税額控除を行うわけではない。このように、ルールの差異があると、過大課税が生ずることになる。逆に、MがLの親会社であった場合には、過少課税が生ずる。したがって、このような場合には、HSTによる課税所得算定項目から除外し、各居住地国の課税ルールによって課税所得を算定すべきであろう。

第二に、第三国との租税条約に定める独立当事者間基準との整合性が問題となる。HSTは、定式によってHSTグループの所得を配賦する。そこで、第三国は、HSTが独立当事者間基準に反すると主張するかもしれない。しかし、HSTにおける定式は、参加国相互の間の問題であって、参加国と第三国との間の問題ではない。従って、HSTはOECDモデル条約七条に違反しないと解すべきである。

なお、この他にも多くの問題がある。たとえば、HSTの下では、本国の課税庁が移転価格の調整を行うが、第三国との租税条約との関係では、あくまでも各メンバーの居住地国が当事国であり続ける。そこで、対応的調整を行うべき国はどこか、といった問題が生ずる。この他にも、源泉徴収や、外国税額控除、所得分類など、多くの論点がある。

以上、第三国との関係では、いくつもの問題がある。しかし、本書は、IBFD租税条約チームの検討結果を引用

しつつ、HSTの実施に向けて第三国を説得し、条約改訂に応じさせることは可能であると結論している。

三 コメント

HSTの提案は、なかなか興味深い。それは、欧州単一市場の形成を目指し、法人税制の障害を軽減するための前向きな提言である。現実的に受け入れられる線を狙っており、しかも、生ずる可能性のある法律問題を広く検討している。各国の税制の違いを残存させてはいるが、本国の課税ルールを相互承認することによって、将来における税制の調和化ないし近似化のための足場を築くことになる。国境を越えた会社グループの課税モデルとしても、意義を有する。

しかしながら、この提案には、慎重に検討すべき点がいくつも残されている。たとえば第一に、この提案のアクセシビリティは、参加国の間で課税所得を配分するための定式にある。この定式について、合意が成立するかどうか。この点、本書では、付加価値を基準とすることを提案している。おそらく、現在欧州で共通に用いられている消費型付加価値を基礎とし、若干の調整を加えたものを想定しているであろう。ところが、これをどう具体化するかにより、各国の税収の大きさが左右される。従って、定式の内容が、参加国の熾烈な争いの的となるであろう。たとえば、いま、A国の親会社が黒字であり、B国の子会社が赤字であった

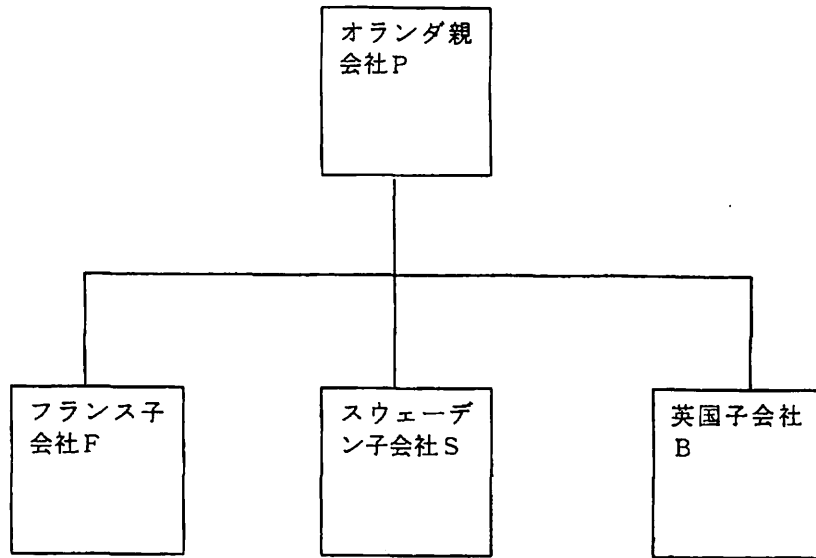
としよう。HSTを選択しない場合、A国は親会社に課税し、B国は子会社に課税しない。HSTを選択すると、親子会社の損益を連結し通算するから、連結課税所得は通算前の親会社単体の課税所得よりも小さくなる。しかも、その連結課税所得は、何らかの形で定義された付加価値を基準にして、A国とB国に配賦される。このとき、かりに付加価値基準の下でA国とB国の取り分が一对一であったとすれば、B国は自国の会社が赤字であっても税収をあげる事ができることになる。他方、A国は、損益通算により課税所得が減るうえに、その一部分をB国に分け与えてやらねばならない。これは、A国には堪えがたいことであろう。このように、定式をどう定めるかによって、各国の利害は大きく左右される。もちろん、これは、物事の一面である。なぜなら、これと逆の状況においては、A国とB国の利害は逆転するからである。要するに、相互承認の原則を採用してHSTに参加できる国は、欧州共同体の中でも、とくに経済状況が似通っており、双方向に投資活動が行われている国々ということになろう。

第二に、HSTの利点としてあげられている点の中には、不正確とまではいえないものの、若干割り引いて考えておくべきものが存在する。たとえば、租税行政にとって執行が容易であるという点は、言葉の違いや情報伝達コストを考えると、留保が必要であろう。移転価格の審査が不要になるといえるのは、HSTの下で本国の連結納税制度を利用

できる会社グループについては、ある程度あてはまる。しかし、連結納税制度を適用した場合であっても、グループに加入したり離脱したりするメンバーとの関係で、移転価格の審査はなお必要である。しかも、連結納税制度を利用できる会社グループは高度の資本的結合を有するものに限られているから、その範囲から外れるグループについては、なお、従来と同様に移転価格の審査がなされることになる。なお、関連して、国内法上連結納税制度を持たない国がHST条約に参加しても、企業としてはその国を「本国」とすることにあまりメリットがない。

第三に、日本のような「第三国」の眼からみたととき、欧州におけるHSTの提案は、どのような意味をもつか。いくつかの局面に分けて考えよう。その一として、日本企業が欧州市場に進出する場合、HSTの下では、どの国を「本国」として事業活動の本拠とするかが、現在にもましてより一層重要になる。参加国内の損益通算が可能になり、組織再編成が容易になることの便益は、日本企業の対欧進出にも及ぶ。しかしこのことは、反面、HST参加国の間で、多国籍企業に対し自国のルールをアピールし、「本国」に選んでもらうための課税所得算定ルールの歪曲競争を生む可能性がある。また、連結納税制度の要件を緩和する競争が生ずる可能性もある。このような「税の競争」に対しては、別途、行動綱領 (Rule of Conduct) などによって対処するものと思われる。その二として、欧州企業が日本

に進出する場合、欧州内で抱えていた租税コストが軽減する分だけ、その競争力が強くなる可能性がある。それこそが、この提案の狙いであろう。事実、本書は、米国の会社と比較して、欧州の会社は、租税のコストを余計に払っているとして、米国の会社は、複数の州をまたいで活動しても、連邦所得税との関係で、州境に関係なく損益を通算できるし、組織再編成の課税繰り延べを受けることができるからである。その三として、日本を含む広い全世界の条約ネットワークの中で、欧州がますますひとつのブロックとして位置づけられる傾向が強まる。たとえば、WTO加盟国のうち、EC条約締約国が一五か国あり、その中の数か国がHST条約によって法人税制の相互承認システムを形作るという格好になる。HSTの提案は、欧州共同体というブロックの中に、法人税制の相互乗り入れが可能となり小さなブロックを設けることを意味する。一五か国の内部で、法人税制の上で区別が生ずるのである。こうなると、HSTに参加するかどうかは各国の任意であるとはいえないもの、結果として、「バスに乗り遅れた国」が生ずる。HSTの提案は、いまだ、学説レベルにとどまっている。これが今後の欧州単一市場形成の動因となるかどうかは、予断を許さない。日本の研究者としては、「第三国」の立場から、無差別取扱いの徹底を主張していくことが、当面とるべき対応と考える。



(東京大学助教授 増井良啓)